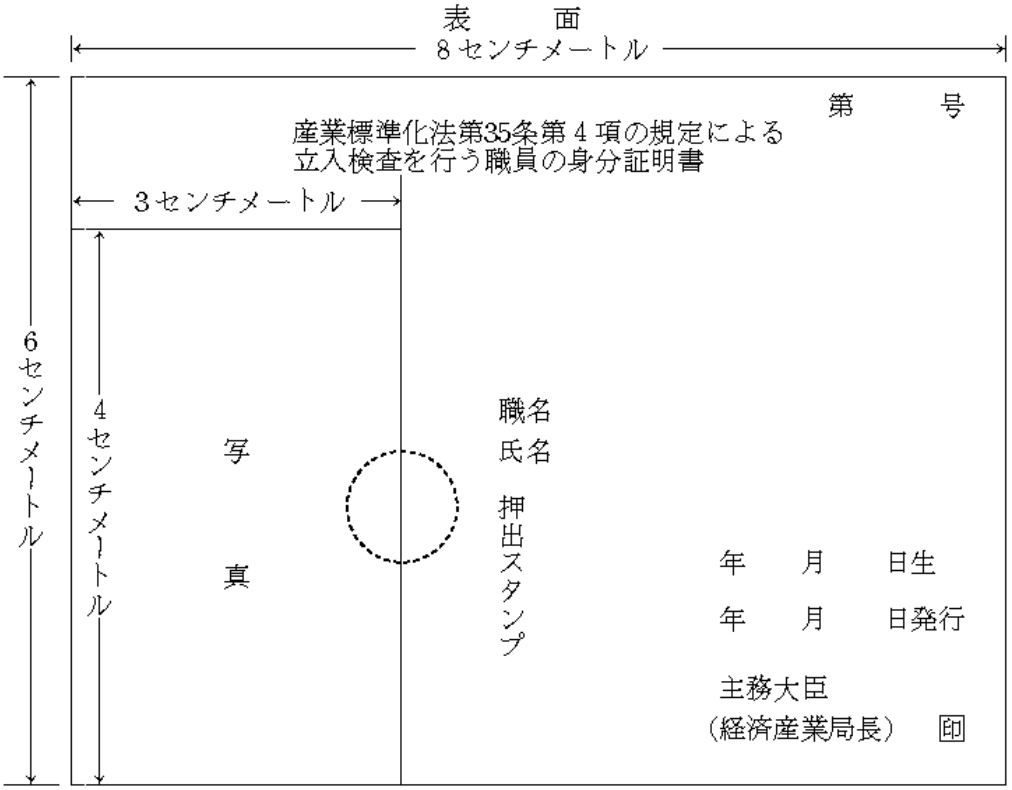
様式第３（第３条関係）


表　面
８センチメートル
６センチメートル
４センチメートル
３センチメートル
第　号
産業標準化法第35条第４項の規定による
立入検査を行う職員の身分証明書
写
真
職名
氏名
押出スタンプ
年　月　日生
年　月　日発行
主務大臣
（経済産業局長）　印

裏　　面

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条

4　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第33条第１項の認証を受けた役務提供事業者（以下この項及び次条第４項において「認証役務提供事業者」という。）に対し、第33条第１項の認証を受けた役務に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に認証役務提供事業者の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、当該役務若しくはその提供品質管理体制を検査させることができる。

5　第29条第２項及び第３項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第29条第１項、第35条第１項から第４項まで、第54条第１項若しくは第64条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者